

被災から共済金給付までの流れ

被災

境内建物の状況確認

二次災害に十分注意してください。
安全が確認された段階で境内建物の被害状況をご確認ください。

教務所への被災内容報告

教務所へ必ず連絡してください。

教務所への連絡は原則、被災から1ヵ月以内となります。
教務所へご報告いただく被災内容は下記のとおりです。

- | | |
|--------|------------------------|
| 1 被災日時 | 3 災害の種類(火災・地震・台風など) |
| 2 被災建物 | 4 被害状況(全焼、半焼、瓦〇枚が落下など) |

※6ページ別表に記載の対象建物以外の建物及び任意加入をされていない本堂・庫裡以外の建物は査定の対象外となりますのでご注意ください。

鑑定事務所からの連絡

- ①教務所より宗派が提携する鑑定事務所に被災状況を報告いたします。
- ②鑑定事務所より被災寺院に連絡がありますので、**現地査定**もしくは**提出資料に基づく査定**のどちらを希望されるかをお伝えください。

現地査定の場合

共済査定員が直接訪問し、現地査定を実施いたします。査定の実施日時は、共済査定員よりご連絡いたします。査定当日は、**住職・教会主管者**もしくは**代務者(不在の場合は寺族代表者)**の立会が必要となります。

提出資料に基づく査定の場合

鑑定事務所に被災の状況が詳細にわかる写真、被災建物の図面等の資料を郵送もしくはメール等にて提出ください。

※必要な資料の内容は鑑定事務所からお伝えさせていただきます。
※被害状況を詳細に確認するため、追加資料のご提出をお願いする場合があります。

共済審査会での審査

共済金の給付

ご指定の振込口座へ送金させていただきます。

手続終了

再審査請求 (結果通知到着後20日以内までに)

真宗大谷派 第二種共済のご案内



専門家による査定

早急な
聞法道場の回復を願って
手厚い給付

すべての災害が対象

真宗大谷派宗務所

すべての災害が対象

第二種共済は、火災及び浸水被害をはじめ、「暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」について復興共済金を給付します。

聞法道場を守るため、災害のリスクに備えましょう。

- 火災**で焼失した！
- 雪害**で軒先が折損した！
- 地震**で柱・壁に亀裂が入った！
- 台風**で屋根瓦が破損した！
- 落雷**で鬼瓦が破損した！
- 水害**で本堂内部まで床上浸水した！

対象となる建物

基礎加入の対象建物は、**本堂、庫裡**です。

また、任意加入の対象建物は、本堂、庫裡に加え、**書院、客殿、集会所**、その他宗務総長が認めた**付属建物**※、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎及びその他の事業建物です。

口数は合計10口まで加入することができます。

なお、保障対象の建物であってもその地階については、保障対象外となりますのでご注意ください。

対象建物ごとの加入口数と保障対象の詳細については、6ページの**別表**を参考にしてください。

保障の対象となる建物はそれぞれ棟を別にするものでなければなりませんのでご注意ください。

※ 付属建物とは？

鐘楼、山門、経蔵、納骨堂等、寺院・教会の機能に関係する建物又は教化を目的とする建物です。これらの建物を対象として加入する場合は、あらかじめ宗務総長の承認が必要となります。

※ 申請から承認までに1ヵ月程度の時間を要します。

早急な聞法道場の回復を願って手厚い給付

1 復興共済金

1%以上の被害が認められた場合は、復興共済金が給付されます。任意加入の場合、定められた額に加入口数を乗じた額となります。

2 宗派共済見舞金

1. 復興共済金の給付基準である**1%に満たなかった場合**でも、本堂、庫裡及び任意に加入している建物に対し『宗派共済見舞金』が給付されます。
※被害の程度により給付されないこともあります。※宗派共済見舞金は加入口数を乗じません。

1%の被害って、どれくらい？

建物の構造・規模や災害の種類によって被害の程度が異なるため、一概に示すことは難しいですが、例えば本堂の瓦が全部で2500枚とすると、風雪害であれば約90枚落下、地震であれば約340枚落下の被害です。
※災害による枚数の違いは、3ページの査定基準を参照ください。

例1 本堂（任意加入：本堂5口）火災の場合

※ 共済条例 別表第6号にもとづく

審査結果	給付額
45%の被害として認められた場合	基礎加入分 1,058万円
	753万円×5口＝ 任意加入分 3,765万円
	合計 4,823万円

例2 庫裡（任意加入：庫裡3口）台風の場合

※ 共済条例 別表第8号にもとづく

審査結果	給付額
2%の被害として認められた場合	基礎加入分 5万円
	10万円×3口＝ 任意加入分 30万円
	合計 35万円

例3 その他任意加入建物（任意加入：1口まで）地震の場合

※ 共済条例 別表第8号にもとづく

審査結果	給付額
16%の被害として認められた場合	任意加入分 196万円

例4 本堂が軽微な被害を受けた場合

※ 共済条例施行条規 別表第2号にもとづく

審査結果	給付額
1%未満の被害として認められた場合	最大 5万円

専門家による査定

被害の程度を確認・査定するため、「共済査定員」による「査定」を行います。

共済査定員

宗派が契約する信用ある保険会社または鑑定事務所が派遣する専門家のことを「共済査定員」といいます。
共済査定員は、一級建築士もしくは損害保険登録鑑定人です。



査定について

共済査定員による現地査定もしくは寺院・教会からの提出資料(写真・図面等)に基づく査定のいずれかにより行います。

- ※いずれの査定も宗派独自の基準に基づき行います。査定方法により審査結果が異なることはありません。
- ※被災から共済金給付までの流れはパンフレット裏面をご参照ください。



①現地査定

共済査定員が被災寺院へ直接訪問し、宗派独自の基準に基づき被害建物の状況を確認・査定することを「現地査定」といいます。

- ※訪問の際は宗派の共済査定員であることの証明書を提示します。
- ※現地査定では、住職・教会主管者もしくは代務者(不在の場合は寺族代表者)に立ち会っていただきます。

②提出資料に基づく査定

共済査定員が被災寺院から提出いただいた写真・図面等の資料により宗派独自の基準に基づき査定します。資料については、宗派が提携する鑑定事務所に郵送もしくはメール等により提出いただきます。

査定基準について

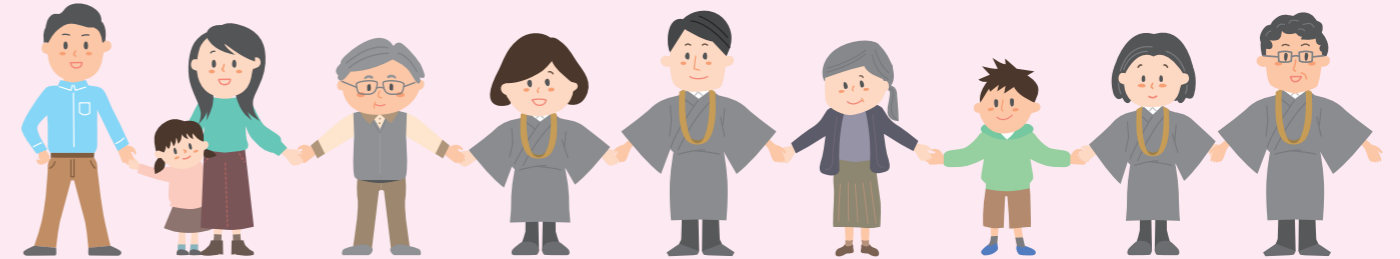
内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参照し、宗派独自の構成比率を用いて被害の程度を算出しています。また、構成比率は災害・建物の種別によって異なり、被害を受けやすい部分の構成比率を上げています。風雪害であれば屋根が、地震であれば柱や壁が損傷することが多いためです。

例)本堂の場合
風雪害：屋根40% 柱20% 壁30% 基礎10%
地震：屋根10% 柱30% 壁50% 基礎10%

第二種共済 加入のご案内

宗派に属する寺院・教会の相互扶助(「同朋相互扶助の精神」)を基本とする制度で、寺院・教会が拠出した金員(「共済賦課金」+「共済拠出金」)によって、第二種共済は成り立っています。
大切な聞法道場である寺院・教会の本堂、庫裡等の一日も早い復興を願って、『復興共済金』を給付します。

手厚い給付が可能となる主な財源は、1カ寺1カ寺からの共済拠出金によるものです。
全寺院・教会の1口でも多い任意加入をお願いします。



基礎加入

毎年納付いただいている「共済賦課金(1万円)」による加入です。

本堂は最大1,400万円、庫裡は最大600万円の『復興共済金』を給付します。

※災害が発生した日の年度の前年度までの賦課金を滞納している場合は給付の対象になりません。

任意加入

寺院・教会が対象建物ごとに口数を指定し、任意に加入することができます。

1口1万円の「共済拠出金」を納付することにより、基礎加入分の『復興共済金』に加え、1口で最大1,000万円(10口で最大1億円)の『復興共済金』を給付します。

独自の工夫で安定した運用

第二種共済は建物に係る共済制度として、その財源基盤を宗派の一般会計と分離しております。

また、安定した財政基盤により運用するため、次の措置を講じて対応することが定められています。

- ① 同一の要因により発生した災害に係る共済金の給付額は、第二種共済特別会計に計上されている共済金の残額に、「復興共済積立金」の総額の五割を加えた額を超えることができません。
- ② その災害に係る被災寺院・教会に対する共済金の金額の算出は、共済金の総額に対する各寺院・教会ごとの算出額の割合に応じて按分します。

万一、大規模な災害が発生した時には、別途宗派としてできる限りの支援を行います。宗派独自に設ける共済制度の願いである「同朋相互扶助の精神」に立ち、互いに拠出した基金の範囲内で共済金が給付される制度であります。
「復興共済積立金」の保管の状況(総額)については、機関誌『真宗』において毎年お知らせしております。

加入申込方法

任意加入の申込には、以下の手続きがあります。

1 新規加入

- 新たに加わるとき
 - 前回の保障満了日までに納付できなかったとき
- 第二種共済任意加入申込書に必要事項を記入いただき、教務所へ納付してください。

2 継続加入

保障満了日の1ヵ月前までに、宗務所より保障満了通知(郵便振替用紙)を送付します。現在の加入内容及び保障満了日をご確認いただき、保障満了日までにお手続きください。

- ① 加入内容に変更がないとき
郵便振替用紙を用いて、ゆうちょ銀行・郵便局またはコンビニエンスストアにて拠出金を納付してください。また、教務所での手続きも可能です。
- ② 加入内容(口数・対象建物・登録面積)を変更したいとき
第二種共済任意加入申込書に必要事項を記入いただき、教務所へ納付してください。

なお、拠出金の納付方法については最寄りの教務所へお問い合わせください。

加入手続きに関するご質問

Q 継続加入の手続きを忘れてしまいました。

A 保障満了日の翌日以降は、継続加入の手続きができません。
上記 **1. 新規加入** としてお手続きください。

Q 本堂10口で申し込みましたが、本堂9口、庫裡1口に変更することはできますか。

A 保障期間中の口数、対象建物の変更はできません。
任意加入更新時、上記 **2. 継続加入- ②加入内容を変更したいとき** にしたがってお手続きください。

Q 保障期間中、庫裡を増築しました。
面積が変更となりましたが、必要な手続きはありますか？

A 加入している建物の面積に変更が生じた場合は、**変更届**を提出してください。

その他、ご不明な点がございましたら、教務所までお問い合わせください。



共済拠出金

1口につき年間 **10,000円**

任意加入保障期間

1 新規加入 教務所が申込書を受理した日の翌日から**1年間保障**

2 継続加入 現保障満了日の翌日から**1年間保障**

別表 対象建物一覧

対象建物	本堂	庫裡	書院、客殿、集会所、宗教法人が経営する幼稚園・保育園・認定こども園園舎、その他事業建物	宗務総長の承認を必要とする付属建物
基礎加入	復興共済金 最大 1,400万円	最大 600万円		
任意加入	復興共済金 1口あたり最大 1,000万円 (10口で最大1億円)			
	制限加入口数	20坪以上 10口まで	20坪未満 5口まで	5口まで
見舞共済	最大 5万円	最大 4万円	最大 3万円	最大 2万円

注意事項

- 以下の被害は第二種共済の対象ではありませんので、ご注意ください。
- 1 仏具・家財など
 - 2 扉・障子・畳など
 - 3 窓ガラス・雨どい・室外機など
 - 4 建物の地階 ※地階の定義：床及び床の周長の全てが地盤面下であること。

保障対象建物の地階について

2021年7月1日の改正により、保障内容の一部が変更となりました。保障対象の建物であってもその地階については、右記のとおり保障対象外となりますのでご注意ください。

地階に関する保障内容の変更期日

- 【基礎加入】2022年7月1日**
2022年7月1日以降に発生した災害に係る基礎加入分の保障について地階は対象外となります。
- 【任意加入】2022年1月1日**
2022年1月1日以降に加入した保障について地階は対象外となります。